太陽光発電施設における事業の終了届

年　　月　　日

岡山県知事　　　　　　　殿

届出者　　住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話

　岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則（令和元年岡山県規則第三十七号。以下「規則」という。）第１２条第４項の規定により、次の太陽光発電施設を使用した太陽光発電事業を終了したので届け出ます。

記

１　許可年月日及び許可番号　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山県指令○○第　　号

２　太陽光発電施設の所在地

３　終了年月日　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

４　規則第４条第８号に規定する事項を守るために講ずる措置の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 規則第４条に定める設置者が守るよう努める事項（抜粋） | 講ずる措置の内容 |
| 八 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。 |  |

※詳細に記載すること。（別葉としても差し支えない。）